

流布本太平記の一傾向 (一)

谷 垣 伊 太 雄

『太平記』は依然として「不思議」の文学^(注)である。『太平記』作者は、「不思議」という表現などによって、或る種の価値判断をさえ含みつつ、南北朝内乱期の歴史および人間に冷徹な視線を投げかけている^(注)。

さて、本稿では、神田本・西源院本と流布本^(注)とを比較することから、『太平記』作者自身の視点の変化とでも言うべきものについて考えてみたい。ただ、神田本は、巻一・二・七・八・九・十・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・が伝わるのみなので、今回は神田本の現存文章に他の二本をつき合わせて比較するという、やや簡便な方法をとらざるを得なかった事をおことわりしておきたい。

その上で、特に、神田本・西源院本の表現が一致しながら流布本の表現が異なるという箇所に注目した場合、そこに一つの傾向をうかがう事ができるように思う。それは、文章の付加^(注)による場合が多いが、その付加部分を点検してみると、流布本には、具体化・詳細化・美化等の傾向を見ることができ、また、筋の展開にあたって、要約・展望・概観・予測等の表現も顕著であるという事ができる。

二

ただし、右の異同のうち、流布本巻十 397頁から 398頁にかけての人名列記における差、同じく巻二十七 69頁から 70頁にかけての人名列記における差、また流布本巻十六 146頁から 148頁、162頁から 163頁、巻二十六 27頁、巻二十七 74頁から 75頁、80頁から 81頁、巻三十三 245頁から 246頁、巻三十五 323頁から 324頁等におけるかなり長文の差については、稿を改めて考える事としたい。

- ①時政九代ノ後胤、前相模守平高時入道崇靈ガ代ニ至テ、天地命ヲ革ムベキ危機云顯レタリ。情古ヲ引テ今ヲ視ニ、行跡甚輕シテ人ノ嘲ヲ不顧、政道不正シテ民ノ弊ヲ不思(卷一 36頁)
- ①時政九代之後胤、前相模守平高入道宗鑑カ時ニ至テ、行跡甚タ輕シテ人ノ嘲ヲ不顧、政道正カラスシテ民之弊ヲ不思(卷一 西4頁・神2頁)
- ②京中ハ忽ニサビカヘリ、嵐ノ後ノ木葉ノ如ク、己ガ様々散行バ、白河ハイツシカ昌テ、花一時ノ盛ヲ成セリ。是モ幾程ノ夢ナラン、移リ變レ世ノ在様、今更被驚モ理也(卷九 289頁)
- ②京中ハ忽ニサヒカヘリ、嵐ノ後ノ木葉ノ如ク、ヨノカサマク散行ハ、白川ハイツシカ昌テ、花一時ノサカリヲナセリ(卷九 西213頁・神92頁)
- ③百五十騎ニハ過ザリケリ。此勢ニテハ如何ト思フ処ニ、其日ノ晚景ニ利根河ノ方ヨリ、馬・物具爽ニ見ヘタリケル兵二千騎許、馬煙ヲ立テ馳來ル(卷十 322頁)
- ③其勢僅ニ百五十騎ニハ過サリケリ、其日ノ晚景ニ、戸禰ノ方ヨリ馬物具爽ニ見タル兵二千餘騎、馬煙ヲ立テ馳來レリ(卷十 西239頁・神113頁)
- ④去程ニ諸国ノ宮方力衰テ、天下武德ニ帰シ、中夏靜マルニ似タレ共、仏神三宝ヲモ不敬、三台五門ノ所領ヲモ不渡、政道サナガラ土炭ニ墮ヌレバ、世中如何ガト申合ヘリ。吉野ノ先帝崩御ノ後、様々ノ事共申セシガ、車輪ノ如クナル光物都ヲ差シテ
- 夜々飛度リ、種々ノ惡相共ヲ現シケル間、不思議哉ト申ニ合セテ、疾疫家々ニ滿テ貴賤苦ム事甚シ。是ヲコソ珍事哉ト申ニ、同二月五日ノ暮程ヨリ、直義朝臣俄ニ邪氣ニ被侵(卷二十三 400頁)
- ④曆應五年春之比、都ニハ疫癘家々ニ滿テ、人ノ病死ル事數ヲ不レ知、是但事ニ非スト怪ヲナスニ合テ、吉野ノ御廟ヨリ、車輪之如クナル光物出テ都ヘ飛渡ルト、夜ナタ々人ノ夢ニ見ヘケレハ、如何様前朝ノ御怨靈ナルヘシト、人皆恐ヲ成ケル處ニ、果シテ左兵衛督直義朝臣、自二月五日 俄邪氣ニ被侵テ(卷二十三 西364頁・神373頁)
- ⑤自古山門ノ訴訟者以非為理事不珍候。其上今度ノ儀ハ、旁申処有ニ其謂、欺存候。就中行ニ私事、貴僧法ニ事モ天下無為ニテコソ其詮モ候ヘ。神輿神木入洛有テ、南都北嶺及ニ嗽訴ニ者、武家何ト申共、靜謐ノ儀ナクバ法会ノ違乱ナルベシ。角テ又頼願モ徒ニ成ヌト存候。只速ニ有ニ聖斷、衆徒ノ鬱訴ヲ被有、其後御心安ク法義大会ヲモ被行候ヘカシト(卷二十四 432頁)
- ⑤自古山門之訴訟ハ、非ヲ以テ理トセラルム事ニテコソ候ヘ、況ヤ是ハ申處皆先跡有事ニテ候ヘハ、急聖斷可有トコソ存候ヘト(卷二十五 西697頁・神413頁)
- ⑥貞和五年正月ノ比ヨリ、犯星客星無隙現シケレバ、旁其慎不レ輕。王位ノ愁天下ノ變、兵乱疫癘有ベシト、陰陽寮頻ニ密奏ス。是ヲコソ如何ト驚処ニ、同二月二十六日夜半許ニ將軍塚野シク鳴動シテ(卷二十七 54頁)

⑥同五年二月廿六日之夜半許ニ、將軍カ塚震敷鳴動シテ（卷二十七 西73頁・神47頁）

⑦今年多ノ不思議打続中ニ、洛中ニ田楽ヲ翫フ事法ニ過タリ。大樹是ヲ被レ興事又無レ類。サレバ万人手足ヲ空ニシテ朝夕是ガ為ニ娯費ス。関東亡ビントテ、高時禪門好ミ翫シガ、先代一流斷滅シヌ。ヨカラヌ事ナリトゾ申ケル（卷二十七 55頁）

⑦なし（卷二十七 西73頁・神47頁）

⑧同四月十八日、吉野ノ新待賢門ノ女院隠レサセ給ヌ。一方ノ国母ニテ御坐シケレバ、一人ヲ始メ進セテ百官皆椒房ノ月ニ涙ヲ落シ、掖庭ノ露ニ思ヲ摧ク時節、何ニ有ケル事ゾヤトテ、涙ヲ拭ケル処ニ、又同年五月二日、梶井二品親王御隠有ケレバ、山門ノ悲歎、竹苑ノ御敷更ニ類ナシ。此等ハ皆天下ノ重キ敷ナリシカバ、知モ知ヌモ推並テ、世ノ中如何アラシラント打ヒソメキ、洛中・山上・南方、打続タル哀傷、蘭省露深ク、柳管烟暗シテ、台嶺ノ雲ノ色悲シデ今年ハ如何ナル歳ナレバ、高キ敷ノ花散テ、陰ノ草葉ニ懸ラント、僧俗男女共ニ押并テ袖ヲゾ絞リケル（卷三十三 255頁）

⑧同卯月十八日吉野之新待賢門院之女院隠サセ給ヌ、一方ノ國母ニテヲハシマセハ、一人ヲ奉レ始テ、百官皆椒房ノ月ニ涙ヲ落シ、掖底之露ニ思ヲ摧ク、亦同年ノ五月二日、梶井二品法親王御隠有ケレハ、山門之悲歎、竹苑之御敷、更ニ無レ類リケリ、洛中山上南方打繼タル哀傷ニ、蘭省露深ク柳管暗クシテ、臺嶺之雲ノ色悲シ（卷三十三 西94頁・神57頁）

⑨兩人ノ確執止ム事ヲ不得。上ニハサリゲナキ体ナレドモ、下ニハ惡心ヲ插メリ。サレバ始終ハ如何ト被ニ思遺タリ（卷三十六 358頁）

⑨兩人之霍執止事ヲ得スシテ、上ニハサリケナキ體ナレ共、下ニハ惡心ヲ挾メリ（卷三十六 西336頁・神651頁）

右の各文を比較すると、①⑦における北条高時の滅亡、④⑧における世情不安、⑥における兵乱勃発、⑨における佐々木道誉と細川清氏の確執など、天変地異をも含む「次に起こる事件」等について、予測・予告する表現が、流布本では付加されている。

三

次に、右の例とは異なる場合について見てみよう。

⑩阿新其日ハ麻ノ中ニテ日ヲ暮シ、夜ニナレバ湊ヘト心ザシテ、ソコトモ知ズ行程ニ、孝行ノ志ヲ感ジテ、仏神擁護ノ眸ヲヤ回ラサレケン、年老タル山臥一人行合タリ（卷二 77頁）

⑩阿新殿ハ嬉敷思テ、能々休テ日ヲ暮シ、夜ニモ入ケレハ、又湊ノ方エソ急カレケル、爰ニ山伏一人行合タリ（卷二 西38頁、神30頁）

⑪カムル有智高行ノ上人、草創セラレシ砌ナレバ、五百余歳ノ星霜ヲ経テ、末世澆漓ノ今ニ至ルマデ、智水流清ク、法燈光明也（卷八 274頁）

- ⑪懸ル有智高行ノ上人ノ草創セラレシ砌ナレハ、五百餘歳ヲ經テ今ニ至マテ、智水ノ流れ清ク、法燈ノ光明也(卷八 西200頁・神83頁)
- ⑫六波羅皆番馬ニテ亡ビ、一類悉ク鎌倉ニテ失セケル事コソ不思議ナレ。「積悪ノ家ニハ必有_二余殃_一」トハ、加様ノ事ヲゾ可レ申ト、思ハヌ人モ無リケリ(卷八 215頁)
- ⑬兩六波羅都ヲ責落サレテ、近江國番馬ニテ亡ニケリ(卷八 西201頁・神84頁)
- ⑭是程ニ不定ノ人間、化ナル身命ヲ資トテ、互ニ罪業ヲ造リ、長キ世ノ苦ミヲ受ン事コソ淺猿ケレ(卷十八 231頁)
- ⑮なし(卷十八 西271頁・神291頁)
- ⑯サテコソ袖山ニハ墓々敷敵ナケレバ、降人ニゾ出ンズラントテ、暫ガ程ハ閣ケレ。我執ト欲念トニツカハレテ、互ニ害心ヲ発ス人々モ、終ニハ皆無常ノ殺鬼ニ逢ヒ、被_二呵責_一コトモ不レ久。哀ニ愚カナル事共ナリ(卷十八 243頁)
- ⑰サテコソ袖山ニハ、ハカノ_レシキ敵無レハ、ナニトナク共、今ハ降人ニコソ出ンスラムトテ、暫クカ程ハ閣キケレ(卷十八 西355頁・神306頁)
- ⑱導師稱揚ノ舌ヲノベテ玉ヲ吐給ヘバ、聴衆隨喜ノ涙ヲ流シテ袂ヲ沾シケリ。是併地藏菩薩ノ善巧方便ニシテ、彼有様ヲ見セシメテ追善ヲ致サシメンガ為也。結縁ノ多少ニ依テ、利生ノ厚薄ハアリ共、仏前仏後ノ導師、大慈大悲ノ薩埵ニ值遇シ奉ラバ、真諦俗諦善願ノ望ヲ達セン。今世後世能引導ノ御誓タノモシカ
- ルベキ御事也(卷二十 331頁)
- ⑲導師稱揚之舌ヲ暢、聴衆隨喜之淚ヲ流シケル(卷二十 西608頁・神361頁)
- ⑳凡此畑ハ惡逆無道ニシテ、罪障ヲ不_レ恐ノミナラズ、無用ナルニ僧法師ヲ殺シ、仏閣社壇ヲ燒壞チ、修善ノ心ハ露許モナク、作_二惡業_一事如_レ山重シカバ、勇士智謀ノ其芸有シカ共、遂ニ天ノ為ニヤ被_レ侵テ死ニケルコソ無_レ慙ナレ。君不_レ見哉、昇控_レ弓、天ニ懸ル九ノ日ヲ射テ落シ、稟盪_レ舟、無_レ水陸地ヲ遣シカ共、或ハ其臣寒泥ニ被_レ殺、或ハ夏后小康ニ被_レ討テ皆死名ヲ遺セリ。サレバ開元ノ宰相宋開府ガ、幼君ノ為ニ武ヲ驥シ、其辺功ヲ不_レ立シモ、無_レ智慮_一忠臣ト可_レ謂ト、思合セケル許也。畑已ニ討レシ後ハ、北國ノ宮方氣ヲ撓シテ、頭ヲ差出ス者モ無リケリ(卷二十二 371頁)
- ㉑異朝之事ハ未タ例スルニ不_レ違、吾朝ニ措テハ未畑カ勇力智謀ニ並フヘキ人ハ無リツレ共、其平生之振舞ヲ聞ニ、僧法師ヲ殺シ、佛閣社壇ヲ撲チ炷、善ヲ修スル心露計リモ無_レ、惡ヲ致ス業ヲ山之如クニ重ナリシカハ、遂ニ天之爲ニ罰セラレテ、流箭之疵ニ死ニケリ、君不_レ見ヤ、羿弓ヲ控テ天ニ羅レル九ノ日ヲ射テ落シ、稟舟ヲ盪水ナキ陸地ヲ遣シカ共、或ハ其臣寒泥ニ殺サレ、或ハ夏后小康ニ討レキ、サレハ開元ノ宰相宗開府カ幼君之爲ニ武ヲ驥テ、其邊功ヲ立サリシモ、智慮之忠臣ト云ツヘシ(卷二十三 西646頁・神369頁)
- ㉒折得テモ心許スナ山桜サソフ嵐ニ散モコソスレ、ト歌ニ誦タリ

シハ、人心ノ花ナリケリト、今更思知テモ、浅猿カリシ事共也
(卷二十二 378頁)

①7' 折エテモ心緩スナ山櫻サソウ風ニチリモコススレ、ト世ヲソヘ
歌ニ讀タリシハ、人ノ心ノ花ナルヘシ(卷二十三 西657頁・神
379頁)

①8' サレバ当国ノ内ニモ、將軍方ノ城僅二十余箇所有ケルモ、未敵
モ向ハヌ先ニ皆聞落シテシケレバ、今ハ四国悉一統シテ、何事
カ可有ト憑敷思アヘリ(卷二十一 381頁)

①9' 當國之内ニモ、將軍方之城郭之纔二十餘ヶ所有ケルモ、未敵モ
向ハサル先ニ、皆聞落ニソシタリケル(卷二十四 西662頁・神
382頁)

②0' 京中ノ貴賤驚キ合ヒテ、此人如何ニモ成給ナバ、只小松大臣重
盛ノ早世シテ、平家ノ運命忽ニ尽シニ似タルベシト思ヨリテ弥
天下ノ政道ハ徒事ナルベシト、歎ヌ者モ無リケリ(卷二十三
401頁)

②1' 天下之貴賤悲ヲ含テ、若此人何ニモ成給ハム、菅小松大臣重盛
之早世シテ、平家之運命兀ニ盡タリシニ相似タルヘシト思ハヌ
物ハナカリケリ(卷二十三 西650頁・神373頁)

②2' 竹林院ノ中納言公重卿、御後ニ被レ打ケルガ、衛府ノ太刀ヲ拔
馳寄セ、「懸ル浅猿キ狼籍コソナケレ。御車ヲトク懸破テ仕
レ。」ト、被レ下知ニケレ共、牛ノ韃被切テ首木モ折レ、牛童共
モ散タニ成行キ、供奉ノ卿相雲客モ皆打落サレテ、御車ニ当ル
矢ヲダニ、防ギ進ラスル人モナシ。下簾皆撥落サレ三十幅モ少

々折ニケレバ、御車ハ路頭ニ顛倒ス。浅猿シト云モ疎カ也。上
皇ハ只御夢ノ心地座テ、何トモ思召分タル方モ無リケルヲ、竹
林院中納言公重卿御前ニ參ラレタリケレバ、上皇、「何公重
カ。」ト許ニテ、嚙テ御泪ニゾ咽ビ座シケル。公重卿モ進ム泪
ヲ押ヘテ、「此比ノ中夏ノ儀、蛮夷僭上無礼ノ至極、不レ及ニ是
非候。而レ共日月未天ニ掛ラバ、照鑿何ノ疑カ候ベキ。」ト
被レ奏ケレバ、上皇些數慮ヲ慰サセ御座ス。「サレバ其事ヨ。
聞ヤ何ニ、五条ノ天神ハ御出ヲ聞テ宝殿ヨリ下リ御幸ノ道ニ長
リ、宇佐八幡ハ、勅使ノ度毎ニ、威儀ヲ刷テ勅答ヲ被レ申トコ
ソ聞ケ。サコソ武臣ノ無礼ノ代ト謂カラニ、懸ル狼籍ヲ目ノ当
見ツル事ヨ。今ハ末代乱惡ノ習俗ニテ、衛護ノ神モマシマサヌ
カトコソ覺レ。」ト被レ仰出ニテ、袈衣ノ御袖ヲ御顔ニ押当サセ
御座セバ、公重卿モ涙ノ中ニ書聞テ、牛童少々尋出シテ泣々還
御成ニケリ。其比ハ直義朝臣、尊氏卿ノ政務ニ代テ天下ノ權柄
ヲ執給ヒシカバ、此事ヲ伝ヘ承テ、「異朝ニモ未比類ヲ不聞。
増テ本朝ニ於テハ、曾耳目ニモ不レ觸不思議也。其罪ヲ論ズル
ニ、三族ニ行テモ尙不足、五刑ニ下シテモ何ゾ当ラン。直ニ
彼輩ヲ召出シテ車裂ニヤスル、醢ニヤスベキ。」ト、大ニ驚嘆
申サレケリ(卷二十三 404頁)

②3' 御牛飼轆ヲ廻テ、御車ヲ仕ラムトスレハ、胸懸ヲ切ラレテ軛モ
折タリ、供奉之雲客身ヲ以テ御車ニ中タル矢ヲ防カントスル
ニ、皆馬ヨリ射落サレテササエ得ス、剩ヘ是ニモ猶飽足ラス、
御車之下簾伽り落シ、卅輪少々踏折テ、己カ宿所ヘソ歸リケ

- ル、听ク哉如何ニ、五條之天神ハ、殿下之御出ヲ聞給ヒテ、自
 寶殿ニ下リ會、道ニ畏リ給フ、宇佐八幡ニ勅使之下ル度毎ニ、
 威儀ヲ刷テ勅答ヲ申サレテ、何ニ況ヤ聖主上皇之御幸ニ忝クモ
 參リ會テ、何ナル禽獸也共係ル狼藉ヲ致ス者ヤ可有、異國ニ
 モ未カトル類ヲ不聞、猿テ本朝ニハ曾テ耳ニモ觸レス不思議
 也、其來者左兵衛督直義朝臣、尊氏卿之世務ニ代テ天下之權柄
 ヲ把シ時ナレハ、此事ヲ聞テ大ニ驚歎セラル、其罪ヲ論スル
 ニ、三族ニ行ヒテモ猶タラス、五行ニ下シテモ何ソ當ラン、直
 ニ彼輩ヲ召出シテ、車裂ニヤスル、醜ニヤスヘキト評定有處ニ
 (卷二十三 西652頁・神374頁)
- ②1 此頼遠ハ、当代故ラ大敵ヲ靡ケ、忠節ヲ致シカバ、其賞翫モ人
 ニ勝レ、其恩祿モ異レ他。サルヨ今浩ル行迹ニ依テ、重テ吹挙
 ヲモ不_レ被_レ用、忽ニ其身ヲ失ヒスル事、天地日月未_レ變異ハ無リ
 ケリトテ、皆人恐怖シテ、直義ノ政道ヲゾ感ジケル(卷二十三
 406頁)
- ②1' なし(卷二十三 西653頁・神376頁)
- ②2 サレバヨカシキ事共淺猿キ中ニモ多カリケリ。爰ニ如何ナル雲
 客ニテカ有ケン(卷二十三 406頁)
- ②2' サレハ其來イカナル雲客ニテカヨハシケム(卷二十三 西653頁
 ・神376頁)
- ②3 近年ハ依_レ天下鬪亂ニ事モ不_レ被_レ行。サレバ仏法モ神道モ朝儀
 モ節会モナキ世ト成ケルコソ淺猿ケレ。政道ニ事モ無キニ依
 テ、天モ災ヲ下ス事ヲ不_レ知。斯レ共道ヲ知者無レバ、天下ノ
 罪ヲ身ニ帰シテ、己ヲ責ル心ノ無リケルコソウタテケレ。サレ
 バ疾疫飢饉、年々ニ有テ、蒸民ノ苦ミトゾ成ニケル(卷二十四
 417頁)
- ②3' 近年武家ノ奢侈、公家衰微ニ依テ、一事モ更ニ行レズ、サレハ
 佛法モ神道モ、朝儀モ禮節モ、曾テ無世ニ成ニケリ(卷二十五
 西683頁・神399頁)
- ②4 將軍是ニ驚カセ給ヒ、三条殿へ使ヲ以テ被_レ仰ケルハ、「師直
 ・師泰過分ノ奢侈身ニ余テ忽主從ノ礼ヲ乱ル。末代ト云事
 常篇ニ絶タリ。此上ハ如何様其へ寄ル事モ可有、急是へ御渡
 候へ。一所ニテ安否ヲ定メン。」ト被_レ仰ケレバ、左兵衛督馳集
 タル兵共ヲ召具シテ、將軍ノ御所、近衛東洞院へゾ御坐ケル。
 此事ノ様ヲ見、不_レ叶トヤ思ケン、初馳集タル兵共、五騎十騎
 落失テ師直ノ手ニゾ加リケル。サレバ宗徒ノ御一族、近習ノ輩
 無_レ式忠ヲ存スル兵僅ニ千騎ニモ不_レ足ケリ(卷二十七 70頁)
- ②4' 三條殿ニ始三千餘騎馳參リタリケル軍勢共、角テハ叶ハシトヤ
 思ケン、獨落、二人リ落、々失ケル程ニ、今ハ僅ニ三百騎ニモ
 足サリケリ、將軍聞_レ之給テ、三條殿へ使ヲ立テ、師直師泰カ
 體、主從ノ義ヲ忘テ敵對ノ思ヲナス上ハ、イカサマソレへ寄ル
 事モ有ヌト覺候、急キ是へ御渡候へ、一所ニテコソ、トモカク
 モ成候ハメト被_レ仰タリケレハ、左兵衛督落殘タル兵百五十騎
 ヲ卒シテ、將軍ノ御屋形近衛東洞院へソヨハシケル(卷二十七
 西769頁・神481頁)
- ②5 是ゾ誠ニ君臣永不快ノ基、兄弟忽向背ノ初ト覺ヘテ、淺猿カリ

シ世間ナリ (巻二十八 109頁)

②5なし (巻二十八 西810頁・神512頁)

②6此首ヲ取ントテ、敵一所ニ打寄テヒシメキケルヲ、沼田小太郎只一騎返合セテ戦ケルガ、敵ハ大勢也、御方ハツマカズ、叶フマジトヤ思ケン、同腹搔切テ、武蔵將監ガ死骸ヲ枕ニシテゾ臥タリケル。其間ニ阿保ト荻野ハ落延テ、無_レ甲斐_ニ命ヲ助リケリ

(巻三十二 213頁)

②6此首ヲ把ムトテ、敵一所ニ打寄テ菱メキケルニ、治田太郎只一騎引返シテ打死ス、其間ニ阿保與荻野落延、無甲斐命助リニケリ (巻三十二 西906頁・神514頁)

②7二十四日、將軍廳今熊野ヨリ本ノ館へ歸給フ。何シカ相州被官ノ者共、宿所ヲ替身ヲ隠タル有様、昨日ノ楽今日ノ夢ト哀也。有為_レ転変ノ世ノ習、今ニ始_レ又事ナレ共、不思議ナリシ事ドモ也

(巻三十六 363頁)

②7廿四日將軍廳今熊野ヨリ本ノ館へ歸り給フ、何シカ相模守被官之物共、宿所ヲカヘ身ヲカクシタル有様、昨日ハ夢ニ哀也 (巻三十六 西335頁・神656頁)

さて、以上の用例のうち、⑩では阿新の危機を救う山伏の登場を「孝行ノ志ヲ感ジテ、仏神擁護ノ眸ヲヤ回ラサレケン」という風に解釈しており、②6では沼田小太郎の討死した心中を「敵ハ大勢也、御方ハツマカズ、叶フマジトヤ思ケン」と推察している。このよう

に、物語の展開や登場人物に関して、断定的ではないにせよ一つの解釈が付加されていく傾向は、⑫で諺を引用して北条氏滅亡の因果応報を叙し、⑮で結城宗広の追善を勧める地藏菩薩を登場させる論法や、⑳㉑に見られる叙述順序の違い、さらに、今回は言及できなかった人物形象の差違、などとも関連させて注意すべき、流布本の視点の問題であると思われる。

⑪⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿では、土岐頼遠を斬罪に処した直義への期待感らしきものが見られる㉑を唯一の例外としつつも、その㉑をも含んで⑳㉑㉒は、光厳上皇選御の列に「狼籍」を働いた土岐頼遠に関する一連の話題であり、現実を「浅猿キ」(㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)「不思議ナリシ」(㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)「末代」(㉟)と見る考え方が顕著にあらわれている。

⑬⑭⑯では戦乱の中に生きる人間の、さまざまの「浅猿」さ、「愚カ」さが、特に強調されている。

『太平記』では、「政道」という語が「政道不正」(巻一・36頁、巻八・294頁など)のように否定的に使われることが多いが、流布本に於てはその傾向はさらに強くなり(①④⑯など)、そのような否定的に見られている「政道」のもとに展開する世の姿(人も時代も)が、「浅猿」と評されることになる。

次に、⑯では超人的な畑時能という武士の勇猛ぶりと彼への批判とを記したあとに、「北国ノ宮方」の状況について言及しており、⑰では脇屋義助が高野山参詣ののち伊予に到着し、「四国悉一統シ」た事を述べている。このような、状況の確認、情勢の展望とでも言うべき叙述も、流布本の一傾向と思われる。そしてこの傾向

カムリケレ共	カムリケル程ニ	カムリシ程ニ	カムリケル處ニ	カムリシ處ニ	カムル處ニ	爰ニ コト	去程ニ サレホ	三本の有無		
								神×	西×	流○
	1	3	1	1	5	13	37	神×	西×	流○
						1	1	神×	西○	流○
					3	1	5	神○	西×	流○
							5	神○	西○	流×
							6	神○	西×	流×
						1	2	神×	西○	流×
1			1		18	29	50	神○	西○	流○

は、たとえは次表を見る^全と、作品展開の上で、論理の確認がなされる度合いが、流布本に於て、より強くなっている事と相関関係にあり、以上述べてきたような事を全て含めて、古態本から流布本への、『太平記作者』の視点の変化と考える次第である。

カクテ	サテモ	サテ	サレドモ	サレバ	夫 ^レ	抑 ^ソ モ ^モ	又 ^コ	カムリシカバ	カムリシ後ハ
1	3	2		3		2		3	1
				1		1	1		
			1				2		
		1							
1	1		1		4	11	4		1

注

1 『太平記』を「不思議」という角度から注目したのは、萩野由之氏の「太平記の五不思議」(大正七年六月刊『史話と文話』)

に所収)であった。

2

この事については、かつて拙稿『太平記』における「不思議」の一解釈―「西源院本」を中心として―(『解釈』昭和四十八年十月号・誤植を訂正したものは昭和五十年六月刊「国語学論説資料第10号第四分冊」に所収)でも述べた。なお、その拙稿をまとめる段階では、西村稔氏の御論考「『不思議な』太平記と、太平記の『不思議』」(園田学園女子大学論文集第六号・昭和四十六年十二月)の存在を知り得ず、日本文学研究資料叢書『戦記文学』所載の「参考文献」によって、読む事ができたのは昭和五十年六月であった。従って、右の拙稿の中で西村論文に言及できなかった事を、申しわけなく、また遺憾に思う次第である。

3

神田本は国書刊行会本を用い、高橋貞一氏の「神田本太平記について」(『言語と文芸』昭和三十八年一月号)・鈴木登美恵氏の「太平記に於ける切繼について」(『中世文学第八号』昭和三十八年五月発行)を参照し、後補部分は省略して考えた。西源院本は刀江書院本を用いた。流布本は岩波書店の日本古典文学大系本を用いた。引用した場合は、各テキストの頁数を記し、①②……⑳は流布本、①②③……㉑は西源院本(西)・神田本(神)のうち西源院本の本文を、それぞれ引用した。なお、『太平記』流布本「小考」(『解釈』昭和五十二年八月号)で考えようとした「流布本」間の差については、本稿では採り上げず、全て古典大系本に従った。

4

点検した箇所約百七十のうち、神田本・西源院本にあって流布本にないという用例は約六分の一であるが、本稿ではとりあげなかった。

5

第二章でとりあげた「予測・予告する表現」も、ある意味では一つの「解釈」と見られるであろう。

6

「政道」という用語例24のうち、三本にあるもの13例、流布本のみにあるもの7例、その他4例である。

7

「浅猿」の用語例39のうち、三本にあるもの27例、流布本のみにあるもの10例、その他2例である。

8

表中○印は「用例あり」、×印は「用例なし」を意味する。

(本学講師)